



2014年度 5月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

# 2級 生保顧客

## 資産相談業務

実施日◆2014年5月25日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は5月25日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○6月30日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については，特に指示のない限り，2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください（復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算も考慮するものとします）。なお，東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は，解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（63歳）は、妻Bさん（58歳）と2人家族である。X社は、65歳定年制であるが、65歳以後も定年退職者を1年更新の契約で継続雇用する制度を採用している。

65歳以後に継続勤務するかを悩んでいるAさんは、その判断基準のひとつとして、65歳以後の公的年金制度について理解を深めたいと考えている。そこで、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんおよび妻Bさんに関する資料 >

(1) Aさん

生年月日 : 昭和25年10月3日

公的年金加入歴 : 昭和48年4月にX社に入社し、現在も在職中である。

昭和45年10月 昭和48年4月 平成15年4月 平成26年5月 平成27年10月

国民年金	厚生年金保険			
未加入期間	被保険者期間（493月）			加入予定期間
30月	360月	90月	43月	17月

20歳

22歳

60歳

65歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日 : 昭和30年11月25日

公的年金加入歴 : 20歳から現在に至るまで国民年金に加入。保険料の未納期間はない。

妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、65歳以後の公的年金制度の仕組みについて説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群 のイ~チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが65歳以後に公的年金制度から受給することができる老齢給付は、老齢基礎年金と老齢厚生年金です。仮に、Aさんが65歳以後も厚生年金保険の被保険者としてX社で勤務した場合、老齢基礎年金は、全額が( )となります。また、老齢厚生年金は、( )との間で調整が行われ、年金額の一部または全部が支給停止となる場合があります。

具体的には、老齢厚生年金の受給権者のその月の標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額との合計額を( )といい、( )と基本月額との合計額が支給停止調整額(平成25年度は46万円)を超える場合、その超えた額の( )が老齢厚生年金の1カ月当たりの支給停止額となります」

語句群

- |               |            |          |
|---------------|------------|----------|
| イ．支給停止        | ロ．支給されること  | ハ．算定基礎月額 |
| ニ．平均標準報酬月額相当額 | ホ．総報酬月額相当額 |          |
| ヘ．3分の2        | ト．2分の1     | チ．3分の1   |

《問2》 Aさんが65歳で定年退職後、X社の継続雇用制度を利用しない場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。年金額は平成25年10月時点の価額(物価スライド特例措置による金額)に基づくものとし、計算にあたっては《設例》および下記の<資料>を利用すること。なお、〔計算過程〕の端数処理は、解答用紙の指示に従うこととし、答の年金額は、50円未満を切り捨て、50円以上100円未満を100円に切り上げること。

<資料>

老齢厚生年金の年金額

下記、老齢厚生年金の計算式の ( ) + ( ) + ( )

老齢厚生年金の計算式

) 報酬比例部分の額 = ( + ) × 1.031 × 物価スライド率 ( 0.968 )

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 ×  $\frac{7.5}{1,000}$  × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額 ×  $\frac{5.769}{1,000}$  × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

平均標準報酬月額は360,000円、平均標準報酬額は500,000円とする。

) 経過的加算額 = 1,676円 × 480月 × 物価スライド率 ( 0.968 )

昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満  
の厚生年金保険の被保険者期間の月数  
- 778,500円 ×  $\frac{\quad}{480月}$

) 加給年金額 = 389,200円 ( 要件を満たしている場合のみ加算すること )

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳以後もX社に勤務した場合における注意点等についてアドバイスした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが65歳以後も厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務し、67歳で退職した場合、妻Bさんは、Aさんが退職するまでの間、国民年金に第3号被保険者として加入することになります」

「Aさんが65歳以後も雇用保険の被保険者としてX社に勤務し、賃金の額が65歳到達時点に比べて75%未満に低下した場合、Aさんは雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の支給対象者となります」

「Aさんが70歳以後もX社に勤務した場合、Aさんは厚生年金保険の被保険者ではありませんので、厚生年金保険の保険料負担はありません」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会員のAさん（50歳）は、専業主婦である妻Bさん（49歳）および長男Cさん（23歳）との3人家族である。長男Cさんは、今年の4月に社会人として独立し、他県で1人暮らしを始めた。Aさんは、長男Cさんの独立と現在加入している生命保険が更新を迎えるのを機に、現在加入している生命保険の契約内容を再確認したいと思っている。社会保険制度の知識も深めたいと考えているAさんは、知り合いであるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。なお、Aさんは、現在、全国健康保険協会管掌健康保険に加入している。

Aさんが現在加入している生命保険に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんが現在加入している生命保険に関する資料 >

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険（75歳払込満了）  
契約年月日 : 平成16年11月1日  
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん  
死亡保険金受取人 : 妻Bさん  
月払保険料（口座振替） : 21,107円

主契約および特約の内容	保障金額	払込・保険期間
終身保険	100万円	75歳・終身
定期保険特約	1,600万円	10年
うち転換部分	1,000万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
収入保障特約（10年満了確定年金）	年額180万円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
疾病入院特約（本人・妻型）	1日目から日額1万円	10年
災害入院特約（本人・妻型）	1日目から日額1万円	10年
成人病入院特約	1日目から日額5,000円	10年
家族定期保険特約	300万円	10年
リビング・ニーズ特約	-	-

妻の入院日額は、被保険者Aさんの6割である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、現在加入している生命保険の契約内容について説明した。  
Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「仮に、Aさんが、現時点で医師によって生まれて初めて胃がんと診断確定され、手術をしないで、継続して14日間入院した場合、Aさんが受け取ることができる給付金等の総額は、( )となります」

)「仮に、Aさんが、不慮の事故によって亡くなった場合、妻Bさんが受け取ることができる死亡保険金(一時金および年金受取額)の総額は、( )となります。なお、死亡保険金を受け取った場合、妻Bさんの入院保障は( )こととなります」

語句群

イ．307万円	ロ．314万円	ハ．321万円	ニ．335万円
ホ．1,700万円	ヘ．2,700万円	ト．3,500万円	チ．4,800万円
リ．継続する	ヌ．減額される	ル．消滅する	

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、健康保険の傷病手当金および公的介護保険の概要について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ~ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。  
なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

)「傷病手当金は、健康保険の被保険者が病気やケガによる療養のために、会社等での業務に 日以上連続して就くことができず、事業主から報酬の全部または一部が支払われない場合に、休業( )目から支給される健康保険からの保険給付です。傷病手当金の額は、1日につき、原則として標準報酬日額の3分の2に相当する額であり、支給期間は、その支給を始めた日から( )が限度となります」

)「現在、公的介護保険の( )被保険者であるAさんは、保険者から特定疾病による要介護状態または要支援状態と認定された場合に、保険給付を受けることができます。介護給付または予防給付のサービスを受けた場合、原則として、かかった費用(食費、居住費等を除く)の( )を自己負担することとなります」

語句群

イ．3日	ロ．4日	ハ．5日	ニ．1年	ホ．1年6カ月	ヘ．2年
ト．第1号	チ．第2号	リ．第3号	ヌ．1割	ル．2割	ヲ．3割



《問6》 Mさんは、Aさんに対して、現在加入している生命保険の特約の特徴や保障内容等についてアドバイスした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「リビング・ニーズ特約は、病気やケガの種類にかかわらず、被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に、所定の範囲内で特約保険金を請求することができる特約であり、指定した保険金額からその保険金額に相当する6カ月分の利息および保険料相当額が差し引かれた金額が支払われます」

「リビング・ニーズ特約を除き、現在加入している生命保険の特約は、今年更新を迎えます。現状の特約をそのまま更新した場合、傷害特約、災害割増特約、疾病入院特約、災害入院特約、成人病入院特約に係る保険料は、更新以後、介護医療保険料控除として生命保険料控除の対象となります」

「Aさんが病気やケガで働けなくなり、収入が途絶えた場合であれば、所定の高度障害状態に該当しなくても、収入保障特約から給付金が支給されますので、収入保障特約は、更新を検討したほうがよいでしょう」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（70歳）は、X社の専務取締役の長男Bさん（45歳）が独り立ちしてきたこともあり、事業を長男Bさんに引き継ぐことを意識しはじめている。退任後、AさんはX社の役員等にはとどまらず、完全に身を引くことを考えている。また、Aさんは、退任時に受け取る役員退職金の原資として、X社が加入している生命保険の解約返戻金を活用することを検討している。そこで、知り合いのファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X社が現在加入している生命保険の契約内容は、以下のとおりである。

< X社が現在加入している生命保険の契約内容 >

保険の種類	:	長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	:	平成6年6月1日
契約者（＝保険料負担者）	:	X社
被保険者	:	Aさん
死亡保険金受取人	:	X社
保険期間・保険料払込期間	:	90歳満了
死亡保険金額	:	1億円
年払保険料	:	240万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）36年0カ月で引退し、X社が役員退職金として4,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。答 は万円単位とすること。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問8》 X社が現在加入している生命保険を，Aさんの役員退職金に充当するために解約した場合のX社の経理処理（仕訳）について，下記の＜条件＞を基に，空欄～に入る最も適切な語句または数値を，下記の語句群のイ～ワのなかから選び，その記号を解答用紙に記入しなさい。

＜条件＞

- ・ X社が解約時まで支払った保険料の総額を4,800万円とする。
- ・ X社が計上している配当金積立金の額を10万円とする。
- ・ 解約時の解約返戻金の金額を4,200万円とする。
- ・ 上記以外の条件は考慮しないものとする。

＜長期平準定期保険の解約返戻金受取時の経理処理（仕訳）＞

借 方	貸 方
現金・預金 ( )万円	前払保険料 ( )万円
	配当金積立金 10万円
	( ) ( )万円

語句群

イ．1,670	ロ．1,790	ハ．1,910	ニ．2,390	ホ．2,400
ヘ．2,520	ト．2,880	チ．4,200	リ．4,800	
ヌ．解約返戻金	ル．雑損失	ワ．雑収入		

《問9》 長男Bさんは，Aさんから事業を引き継いだ場合に備えて，契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人をX社，被保険者を長男Bさんとする生命保険への加入を検討している。Mさんが，長男Bさんに対してアドバイスした次の記述～について，適切なものには印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Bさんが亡くなったときなどに備えて終身保険（特約付加なし）に加入した場合，X社が支払う保険料は，全額を資産に計上することになります」

「Bさんの死亡退職金や役員退任時の役員退職金の支払に備えて長期平準定期保険（特約付加なし）に加入した後，契約途中で保険料の払込みが困難となり，払済終身保険に変更した場合，X社では特段の経理処理は必要ありません」

「X社が申込者（契約者）となり生命保険契約を締結する場合，クーリング・オフ制度による申込みの撤回等はできなくなりますので，ご注意ください」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、20年間勤務していたX社を平成25年5月末に退職し、同年7月から個人で学習塾を開業している。丁寧な学習指導と地域密着型の運営で、学習塾は入塾者が増え続けている。Aさんは、開業時に知人から青色申告のメリットを聞いていたため、開業後直ちに青色申告承認申請と青色事業専従者給与に関する届出を所轄税務署長に対して行っている。

Aさんの家族構成に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

Aさん（60歳）： 個人事業主（青色申告者）  
妻Bさん（58歳）： Aさんが営む学習塾にもっぱら従事している  
父Cさん（81歳）： 平成25年中に60万円の公的年金収入を得ている

< Aさんの平成25年分の収入等に関する資料 >

- (1) 事業所得の金額： 252万円（青色申告特別控除後）  
(2) 上場株式の譲渡損失の金額： 18万円  
上場株式の譲渡は、証券会社を通じて行ったものである。  
(3) 非上場株式の譲渡所得の金額： 10万円  
(4) X社からの給与収入の金額： 400万円  
(5) X社からの退職手当等の収入金額： 700万円  
退職時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。  
(6) 個人年金保険に係る確定年金の額： 120万円（必要経費96万円）  
(7) 生命保険の解約返戻金額： 690万円

< Aさんが平成25年中に解約した生命保険の契約内容 >

保険の種類： 一時払変額個人年金保険  
契約年月： 平成18年7月  
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん  
死亡給付金受取人： 妻Bさん  
解約返戻金額： 690万円  
一時払保険料： 600万円

< 妻Bさんの平成25年分の収入に関する資料 >

学習塾からの給与収入の金額： 48万円（青色事業専従者給与）

妻Bさんおよび父Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、いずれも障害者または特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成25年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

事業所得、( ) または山林所得を生ずべき業務を行う者が一定の帳簿書類を備え付け、所轄税務署長に対して青色申告の承認申請を行い、その承認を受けた場合、青色申告書を提出することができる。

青色申告者が受けられる税務上の特典として、取引の内容を正規の簿記の原則により記録し、それに基づく貸借対照表や損益計算書等を確定申告書に添付している等の一定の要件を満たす者が受けることができる最高( )の青色申告特別控除や、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の繰戻還付、純損失の( )間の繰越控除などがある。

語句群

イ．雑所得	ロ．不動産所得	ハ．譲渡所得	ニ．38万円	ホ．48万円
ヘ．65万円	ト．103万円	チ．3年	リ．7年	又．9年

《問11》 Aさんの平成25年分の所得税額の計算に関する次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは、上場株式の譲渡損失18万円について、非上場株式の譲渡所得の金額10万円と通算することはできないが、一定の要件を満たせば、譲渡損失の金額を翌年以後3年間繰越控除することができる。

妻Bさんは、青色事業専従者として青色事業専従者給与の支払を受けているため、Aさんは、妻Bさんを控除対象配偶者とする配偶者控除の適用を受けることができない。

父Cさんの年齢は70歳以上であり、Aさんと同居しているため、Aさんは、父Cさんを老人扶養親族とする63万円の扶養控除の適用を受けることができる。

《問12》 Aさんの平成25年分の各種所得の金額および総所得金額を計算した下記の表および文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は「 」で示している。

Aさんの平成25年分の各種所得の金額は，以下の表のとおりである。

各種所得	各種所得の金額
事業所得の金額	2,520,000円
給与所得の金額	( )円
譲渡所得の金額	円
	上場株式 : 180,000円 ( はマイナスを表す )
	非上場株式 : 100,000円
一時所得の金額	( )円
雑所得の金額	( )円
退職所得の金額	0 円

以上から，Aさんの平成25年分の総所得金額は，( )円となる。

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は，65万円)
	180	
180	~ 360	
360	~ 660	
660	~ 1,000	
1,000	~ 1,500	
1,500	~	

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）



【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

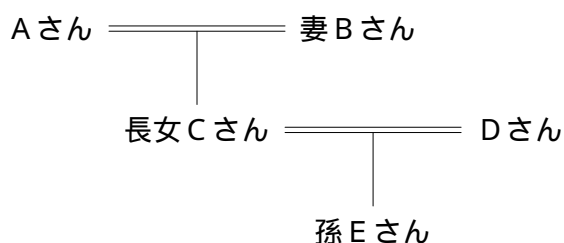
《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（65歳）は、将来の相続を視野に入れ、長女Cさん（34歳）の配偶者であるDさん（36歳）を養子（普通養子）とする予定であり、Dさんや家族からの承諾は得ている。

先日、Aさんは、生命保険会社から、相続対策のひとつとして生命保険の提案を受けた。Aさんは、Dさんを養子とすることや提案を受けた生命保険に加入することにより、どれだけ相続税額に影響するか検証したいと考えている。

Aさんの家族構成に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >



< Aさんの保有財産 >

現金および預貯金	: 1億円
自宅（土地）	: 5,000万円
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額）	
自宅（建物）	: 1,000万円（固定資産税評価額）
X社株式（すべてAさんが保有）	: 1億4,000万円（相続税評価額）

< 生命保険会社から提案を受けている生命保険の概要 >

保険の種類	: 一時払終身保険
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: 長女Cさん
死亡保険金額	: 3,500万円
一時払保険料	: 3,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんは、Dさんを養子（普通養子）とした場合、および提案を受けた生命保険に加入した場合の効果を検証するため、下記の「ケース ～ 」で納付すべき相続税額の総額を比較してみた。下記の＜条件＞を基に、表の空欄 ～ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続開始日を平成26年5月25日と仮定して検証すること。問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

＜条件＞

- ・ケース は、現状のまま相続が発生した場合。
- ・ケース は、Dさんを養子（普通養子）とした場合。
- ・ケース は、Dさんを養子（普通養子）とし、かつ、提案を受けた生命保険に加入した場合。
- ・各人が法定相続分どおりに相続財産を取得したものとする。
- ・税額控除については、「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定のみの適用を受けるものとする。

	ケース	ケース	ケース
生命保険加入前の課税価格の合計額	30,000万円	30,000万円	30,000万円
一時払保険料			3,000万円
死亡保険金			3,500万円
死亡保険金の非課税限度額			( )万円
課税価格の合計額	30,000万円	30,000万円	万円
遺産に係る基礎控除額	万円	( )万円	( )万円
課税遺産総額	( )万円	万円	万円
相続税の総額の基となる税額			
妻Bさん	2,900万円	2,700万円	2,500万円
長女Cさん	2,900万円	万円	875万円
Dさん（普通養子）		( )万円	875万円
相続税の総額	5,800万円	万円	4,250万円
納付すべき相続税額			
妻Bさん	0円	0円	0円
長女Cさん	2,900万円	万円	875万円
Dさん（普通養子）		万円	875万円
納付すべき相続税額の総額	2,900万円	万円	1,750万円

＜資料＞ 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
万円超 万円以下		
1,000 ～ 3,000	10%	-
3,000 ～ 5,000	15%	50万円
5,000 ～ 10,000	20%	200万円
10,000 ～ 30,000	30%	700万円
30,000 ～	40%	1,700万円
	50%	4,700万円

《問14》《問13》の検証結果等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群 のイ~リの中から選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「ケース ~ 」では、「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けたものと仮定している。この規定は、原則として、相続税の申告期限までに遺産分割が行われ、配偶者が取得する財産が確定し、相続税の申告書を提出すること等により、相続税の課税価格の合計額に対する配偶者の法定相続分(この額が( )に満たないときは( ))までの配偶者の相続財産の取得に対しては、相続税が課されないというものである。

仮に、相続税の申告期限までに遺産分割ができなかった場合であっても、申告期限後( )以内に遺産分割が行われた場合は、所定の手続により、この規定の適用を受けることができる。

なお、相続税の申告書を提出しなければならない者は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から( )以内に申告書を提出しなければならない。

語句群

イ．1億2,000万円    ロ．1億6,000万円    ハ．1億8,000万円    ニ．1年  
ホ．3年    ヘ．5年    ト．3カ月    チ．4カ月    リ．10カ月

《問15》《問13》のケース を選択した後のAさんの相続等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Dさんに加えて、孫Eさんも養子(普通養子)とすれば、相続税額の計算における法定相続人の数が増えるため、さらなる相続税額の軽減が可能となる。

仮に、長女Cさんが相続の放棄をした場合、長女Cさんが受け取る死亡保険金については、死亡保険金の非課税の規定は適用されない。

Dさんは、Aさんの実子ではないため、他の要件を満たしたとしても、Aさんからの贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできない。

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）